

新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る 傷病手当金についての質問と回答

問1：新型コロナウイルスの感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。

A：①強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状がある場合
②重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
③上記①、②以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
なお、申請には①から③のいずれかに該当し、事業主が作成する国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）、医療機関が作成する国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）による労務不能の証明が必要となります。（結果的に新型コロナウイルスに感染していなかった場合を含みます。）

問2：濃厚接触者でかぜ等の症状が無かったものの感染が疑われる方、濃厚接触者であることが疑われるので職場から自粛の依頼があり休業した方は支給対象となりますか。

A：傷病手当金は被保険者本人が新型コロナウイルスへの感染等により、労務不能であったか判断しているため、濃厚接触者である場合又は、濃厚接触者であることが疑われる場合であっても症状がない場合は支給対象となりません。

問3：令和2年1月1日～令和2年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6月まで）となっていますが、「入院が継続する場合等」とはどんな場合ですか。

A：入院以外にホテルでの隔離療養、自宅での隔離療養を言います。なおホテルでの療養や自宅での療養の場合、医師や事業者による証明が必要となります。

問4：給与等とは具体的にどのような収入ですか。

A：給与等とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等です。（具体的には使用者から支払われる賃金、給与等で賞与は除きます。）

問5：給与等の支払を受けている被保険者を対象としていますが、申請時点では解雇、退職で給与等の支払を受けていなくても対象となりますか

A：申請の時点で解雇、退職していても、療養のために労務に服することができなかった期間に雇用契約が成立している場合は傷病手当金の支給対象となります。

問6：労務に服することができない期間中に新宿区の国民健康保険被保険者でなくなった場合（新宿区から〇〇区に転出したり、75歳になり後期高齢者医療の該当になった場合等）、はどうなりますか。

A：新宿区で資格のある期間のみ支給します。他に該当する期間がある場合は転出先や東京都後期高齢者医療広域連合へお尋ねください。

問7：直近3月間に勤務実績、支給を受けた賃金がない場合は支給対象となりますか。

A：勤務実績がなく、賃金の支給を受けていない場合は支給対象となりません。

問8：雇用されてから3か月未満の場合は傷病手当金の支給対象となりますか。

A：支給対象となります。支給額は雇用期間における1日当たりの支給額×2/3×支給対象となる日数で算出します。）

問9：3か月間は雇用されているが労務に服した日はなく給与等の支払いがないという月がある場合（1月と3月は給与の支払いがあるが、2月は給与の支払いがない場合）も支給対象となりますか。

A：支給対象となります（上記例では1月、3月の1日当たりの支給額×2/3×支給対象となる日数で算出します。）

問10：何箇所かで働いていて給与等の支払いを受けている場合の取り扱いについてはどのようになりますか（証明、支給額の算出方法等）

A：それぞれの事業主から証明が得られれば、すべての事業所の3か月の給与等を合算した上で、1日当たりの支給額×2/3×支給対象となる日数で算出します）

問11：個人事業主が法人化して給与として収入を得ている場合は、支給の対象になりますか。

A：支給対象となります。

令和2年10月